長野県知事　阿部守一様

２０２１年５月１２日

「明治三十二年　癩病患者並血統家系調」に関する検討会

要請書

私たち「明治三十二年　癩病患者並血統家系調」に関する検討会は、この度の長野県大町警察署作成の「明治三十二年　癩病患者並血統家系調」流出、オークション出品という事態にあたり、ハンセン病回復者ならびにその家族らが、多大な不安と恐怖をずっと感じ続けなければならないという精神的被害の現実に鑑み、以下の取り組みに早急に着手されますよう、ここに要請いたします。

① この度の一件に対して、長野県としての基本認識と取り組みの姿勢を明確にして、この度の一件により多大な不安と恐怖を感じている当事者に対する救済についてその被害の本質を見極め、早急に的確な策を講じられること。

② 当該資料の流出、オークション出品に至る過程、経路について、大町警察署等関係機関と連携し、つぶさに解明、流出の原因も明らかにして、再発防止策を講じられること。
また、同様の人権侵害が発生した場合の対応策を講じられること。
さらに、自治体が速やかに必要な措置を講じるための法整備などについて、国などに積極的にはたらきかけを行われたい。

③ 当該資料と同じ調査による台帳の保管状況、所在について、県庁内および県警察、関係機関も含めて、徹底的に調査されること。
併せて、ハンセン病問題にかかわる公的歴史資料に関する保管状況の確認を、同様になされること。
さらに、個人が所有している場合の対応策や呼びかけ方法などについても明確にされたい。

④ この度の一件は、まぎれもなく人権侵害、差別を助長するものであるが、その位置づけのもと、本件の持つ社会的背景、市民意識を分析し、ハンセン病問題の全面解決に向けた、県民に対する、さらなる教育、啓発に関するプログラムを策定されること。

⑤ 上記取り組みに際して、県庁内プロジェクトチームの設置をされたい。
さらには第三者委員会の設置についても積極的に検討されたい。

以　上

長野県知事あて要請書提出にあたって

私たち「明治三十二年　癩病患者並血統家系調」に関する検討会(略称・「明治三十二年調」に関する検討会)は、この度の長野県大町警察署作成の「明治三十二年　癩病患者並血統家系調」流出、オークション出品という事態にあたり、ハンセン病回復者ならびにその家族らが、多大な不安と恐怖をずっと感じ続けなければならないという精神的被害の現実から、早急に問題解決に取り組むべく結成された会です。

本会は、資料流出の当該地域である長野県において、人権問題、ハンセン病問題に取り組む関係団体(人権センターながの、長野県同和教育推進協議会、ハンセン病問題ネットワーク長野)、本資料を所有者であった古書店から引き受けた、ハンセン病問題に取り組む市民団体「ハンセン病市民学会」、そしてハンセン病回復者当事者団体であり、現在当該資料を保管する「全国ハンセン病療養所入所者協議会」より選出されたメンバー16 人で構成されております。(別掲)

事務局は、人権センターながの事務局と連携をとりながら、ハンセン病市民学会事務局が担います。

本検討会は、去る３月２６日に準備会、４月２２日に第１回の会合を行い、当該資料にかかる課題について検討いたしました。その結果、本検討会としてまず求めていかなければならないのは、長野県行政による本問題に対する積極的取り組みであるという結論となり、本日、知事あてに要請書を提出する運びとなりました。

今回の問題は、長野県の資料が流出したということではありますが、もちろん長野県だけで取り組んでいける問題ではありません。この明治３２年(1899 年)調査は、隔離政策の開始につながる極めて重要な全国一斉調査であり、全国に同様の資料が存在し、同じ流出問題がどこで発生してもおかしくない状態にあります。

また、本件はまぎれもなく人権侵害、差別を助長する事案でありますが、それを阻止するための法整備、また、人権侵害を起こす可能性が極めて高い歴史的文書、公文書に対する扱いなどに対する、再発防止に向けての法整備なども大きな課題であり、これらへの対応も、長野県という枠の中で取り組める問題ではありません。当該資料の今後の保管、取り扱いなども含め、ハンセン病問題の全面解決に向けて、国の施策について協議する「統一交渉団」などが責任をもって担うべき課題であると考えます。

しかし、今回の具体的事象に対して、長野県がどのような施策を講じられるのか、また長野県民をはじめ、当事者やハンセン病問題に取り組む市民が、どう主体的に取り組めるのかは、長野県というフィールドにとどまらない、今後の取り組みのひとつのモデルケースになり、全国的な取り組みの先駆けとしての大きな意味を持つと思われます。そして、今回の資料流出が明らかになったことによって、不安や恐怖を感じている全国の隔離政策の被害者の方たちに、当該地域での的確な取り組みが行われることは、少しでも不安を解消し、安心を得ることにつながると考えられます。

また、これまでの長野県における人権問題の取り組みが、県行政と市民が対話しながら推進されてきたことを思うとき、検討会としてのこの要請書の提出が、それぞれの責任の所在を明確にしつつ、共にハンセン病問題の全面解決に向けて取り組む、大きな端緒となるものであると考えております。

本要請書について、庁内で検討いただき、しかるべきタイミングで、その結果をもとに、私どもと協議いただける場が開かれますことを、要請書提出にあたって、強く希望いたします。

「明治三十二年　癩病患者並血統家系調」に関する検討会
連絡先　ハンセン病市民学会
〒552-0001　大阪市港区波除 4-1-37　HRC ビル　３階
TEL　06-4394-7078　E-mail　shimin-g@tiara.ocn.ne.jp
長野連絡先　NPO 人権センターながの
〒380-0928 長野県長野市若里１丁目１９-５
TEL　026-225-5045
E-mail jinken-nagano@vesta.ocn.ne.jp

「明治三十二年調」に関する検討会　メンバー

全療協
- 森和男(会長)　・藤崎陸安(事務局長)　・小鹿美佐雄(非常勤中央執行委員)
- 屋猛司(同)　・白根九州男(同)

長野関係者
- 清水稔(長野県同和教育推進協議会事務局長)
- 高橋典男(人権センターながの事務局長)
- 中島清志(ハンセン病問題ネットワーク長野世話人)

ハンセン病市民学会
- 内田博文(共同代表)　・遠藤隆久(同)　・徳田靖之(同)
- 大槻倫子(運営委員)　・宮坂道夫(同)

事務局
- 訓覇浩(ハンセン病市民学会事務局長)　・齊藤真(同次長)　・原田恵子(同)